平成２２年（フ）第８３０号
札幌市中央区南12条西６丁目１番43号
債務者　末木智佳子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８７２号
札幌市南区澄川３条６丁目３番３―124号
債務者　堀江真里子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９２号
群馬県高崎市福島町723番地８
債務者　角田　幸恵
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１４号
新潟県三条市吉田1237番地　県央寮、前住所新潟県燕市吉田堤町６番12号　ステイハウス３
債務者　池上　　孝
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１５号
新潟県三条市東三条１丁目21番14―５号
債務者　天野美和子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１９号
新潟県燕市南７丁目７番25号
債務者　樋口　千春
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第２０号
新潟県燕市南７丁目７番25号
債務者　樋口　　亮
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第５４０号
静岡県三島市多呂185番地の１　ベイサージュＮ―107
債務者　鮎澤　知則
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５４１号
静岡県三島市多呂185番地の１　ベイサージュＮ―107
債務者　鮎澤　聖美
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
静岡県駿東郡長泉町下長窪３番地の15　飯塚ツインコーポＡ棟202号
債務者　熊本ナリサラ
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２４号
北海道岩見沢市志文町998番地24　サンシャインⅢＢ―105
債務者　角子　照勝
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第３４号
北海道美唄市字美唄沼の内2572番地の９　沼の内町南
債務者　星　　和明
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第３６号
北海道岩見沢市大和４条７丁目１番地２
債務者　村中　　隆
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第３７号
北海道岩見沢市大和４条７丁目１番地２
債務者　村中由美子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第４４号
北海道岩見沢市６条西10丁目４番地19　メゾンあづまⅡ－１階Ｇ室
債務者　千葉　英之
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第８２２号
名古屋市守山区西城１丁目１番40号　ユーハウス守山６－Ｄ号
債務者　沼田　映子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９４１５号
大阪市東淀川区井高野３丁目10番18号　1003号、住民票上の住所奈良市中山町1419番地の11
債務者　中森　義夫
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部